

令和2年4月30日

保護者の皆様

学校法人生蘭学園
生蘭高等専修学校
校長 對馬 伸二

臨時休業期間中の授業料について

新緑の候 保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素より、本校の教育活動にご理解ご協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、政府の新型コロナウイルス特措法に基づく緊急事態宣言を受けて現在まで臨時休業を続けていますが、5月15日（金）に前期の授業料納入期日を迎えます。そこで、臨時休業期間の授業料について確認させていただきたいと思います。

授業料は、授業の受講や単位の認定、施設の使用など学校における教育に関する役務提供に対する対価であり、単に授業日数に応じてではなく、一定期間に行われる教育役務の提供に必要な一部として保護者に対して負担を求めているものです。

臨時休業により授業が行われないことになる場合においても、各学年の課程の修了や卒業の認定を行ったり、休業中の家庭学習等の支援や臨時休業終了後の補習等の配慮を行ったりするなど、教育に関するさまざまな役務提供があり、授業料はこうした役務提供を含め、学校の教育活動に必要となる費用を総合して定められたものです。

このように私学にあつて、その教育活動の根幹を支えているのは授業料なのです。授業料は単に授業日数に応じた対価ではなく、3年間の学校教育全体の一部であるということを臨時休業期間中の授業料を含めてご理解いただきたいと思います。

なお、学校が休業となり生徒が通学しなかった場合でも、授業料には、高等学校等就学支援金が充てられます。

休業中にあつても、教職員は時差出勤や在宅勤務・変則勤務等で感染拡大防止に配慮しながら、休業中の生徒の個々の対応や進路及び学習などの教育相談、課題作成などを行うとともに、学校再開に向けて年間の教育計画の見直しや学習保障のための補習計画の作成などの準備に万全を期しているところです。

ご家庭におかれましても、本校の教育活動に引き続きご理解とご協力をよろしくお願いいたします。